

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 大 淀 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年5月14日（火）午前 9時57分から 午前11時20分までの間
開催場所		大阪府大淀警察署 署長室
出席者	委 員	延原会長、藤岡委員、矢野委員、宮坂委員、渡島委員 藤野委員、篠田委員、四本委員、川崎委員
	警 察	署長、副署長、総務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、 刑事課長、交通課長、警備課長、広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長あいさつ 時々タクシーに乗りますが、運転手さんが高齢者ばかりで若い方がほとんどいらっしやらない様に感じています。 私どもの会社は倉庫業を営んでいる関係で、よく言われる2024年問題で、運送関係と建築関係は非常に影響を受けており、倉庫を借りていたでいるテナント会社は人手不足が続いている状態です。 一方で若い人は今までのような働き方を好まない様です。調べてみますと若い人は、「仕事だけには没頭したくない、自分の時間が大事である、子育てはお父さんと休みを取りたい、場合によって副業、転職したい、職場においては叱られるという概念がない」という結果でした。 今の若い人が上司に求めるものは傾聴する事、共感する事、部下に対する癒やしが求められるといった時代に変化しているようです。 今後一般の会社では若手の人手不足が大きな問題であり、警察の組織についても、これからの若い人の育成が本当に大変だと感じました。 随分時代が変わってきたなと感じますが、警察においては、また新たな組織作り励んでいただき、安心安全な大淀を作っていただきたいと思います。 2 署長あいさつ この春の異動で大淀署に赴任させていただき、犯罪を発生させない、交通取締り、警備対策、地域の警戒等に改めて尽力していきたいと考え

ておりますのでよろしくお願いします。

今回お集まりいただきました警察署協議会ですが、平成11年から12年にかけて様々な警察の不祥事がありました。

様々な不祥事を受けて警察刷新会議が行われ、その結果苦情事案をしっかりと聞く、厳正な監察を行い、その中に警察協議会を開催するという事になっておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

本日も各課長より皆様の御意見をお聞きした上で回答させていただきますのでよろしくお願いいたします。

3 業務概要説明

関係各課による業務概要の説明

4 議事

(1) 「なにわ淀川花火の警備」について

【委員】

先程警備課長さんから「なにわ淀川花火」の説明がありましたが、この花火に従事された警察官は何人くらいおられるのでしょうか。

【警察】

他署属の警備の体制の人員については言えませんが、大淀警察署については毎年全員体制で行っています。

少ない署員全員で従事していますが、実際は足りていません。

足りていない箇所は署員一人一人の意気込みと連携を強化して行っていますので、御理解いただきますようよろしくお願いします。

(2) 「生徒の迎いの車両」について

【委員】

中津6丁目にインタナショナルスクールがあり、夕方になると生徒の迎いの車両が学校の南側道路に停まり、車線を塞ぐ状態になっているので取り締まっていただけないでしょうか。

【警察】

貴重な御意見ありがとうございます。

事前に連絡を受けていましたので、早速現場確認を実施し、この学校YMC Aにも交通課より連絡し、保護者説明会や連絡文書等で駐車しないような改善策を講じて欲しいと申し入れをしたところ、YMC Aではこの時間帯に巡回する人員を確保して注意等の対応しているようですが、現状ではあまり変化がない状態であるため、対応を強化して欲しいと再度申し入れをしています。

また警察として駐車問題には積極的に対応していくため、交通課地域課において取締りを強化し、改善が認められないようであれば駐車

監視員も投入して対応していく予定です。

(3) 「阪急の高架下道路の駐車」について

【委員】

以前も相談した事がある阪急中津駅の高架下の暗い通路の駐車車両ですが、相談後に駐車車両はなくなり、綺麗になったのですが、その後また車が駐車するようになりました。

駐車する事でゴミも増えてきています。

道路に駐車されることで危険が増加しますし、ゴミが増えることで衛生的にも環境的にもよくないので、何とか対応していただけないでしょうか。

【警察】

この場所も確認してきました。

この場所は大阪市の認定道路で駐車取締りは可能です。

灯火設備がない事とゴミについては大阪市の環境局である野田公営所が管轄になりますので、早速連絡したところ、公営所からは連携してゴミ等の回収をしていこうという話が進んでおります。

今後大淀警察署として事前告知をした上で、駐車取締りの事前の移動措置の警告を実施し、それでも移動なき場合は取締りを実施して、ゴミとなっている車両にあつては公営所と連携して撤去を実施していく予定です。

(4) 「交差点のカーブミラー」について

【委員】

豊崎6丁目にある豊崎神社の南側にある信号機のない交差点を右折する際、カーブミラーを見て他車両の有無を確認したいのですが、このカーブミラーが違う方向を向いていて、安全が確認出来ないので何回か危ない思いをしたことがありました。

事前に協議会の担当者に連絡したところ、直ぐ現場を確認してくれて、数日後にはカーブミラーの向きが正常に直っていました。

他にもこのような場所があれば、またお知らせしようと思っています。

【警察】

この御意見も事前に連絡をいただいていたので、現場確認して来ました。

あのカーブミラーですが、車両と接触したと思われる痕跡がありましたので、その影響によりミラーの向きが変わっていました。確かに危険と感じましたので、早めにお知らせいただきありがとうございます。

した。

直ちに道路管理者に連絡を取り補修工事を実施しています。

委員から連絡があったこの場所ですが、対面にも同じようにカーブミラーがあり、これも全く違う向きを向いているのを確認したので、合わせて補修工事を実施しております。

今後もこのような危険とを感じるカーブミラーの連絡をいただければ未然に交通事故を減らせたと感ずることが出来ますので、今後とも御協力お願いいたします。

(5) 「自転車の走行について」

【委員】

私は毎日自転車を利用して通勤しています。昔から自転車は車道を走るというルールがあり、最近車道の左側に自転車が走る青いラインが書かれていたり、横断歩道も自転車のマークが消えているのをよく見ます。

しかし、車両が多く走行する車道の左側を自転車で走るとはとても怖く感じており、駐車車両があればなおさら車道を走断念しなければならず、自転車運断者や車のドライバーの方は、どれだけ自転車が車道左側を走っていることを認識しているのかなと感じました。

また信号機のある交差点を自転車で直進しようとすれば、左折の車両が自転車の前方の交差点手前で止まり、自転車の進路を塞ぐため、左に大きく回って横断歩道を進む自転車の人を見たこともあります。

家には子どもがいますので、ここを走りなさいと指導しないといけないのですが、危険と感ずる車道を走らせる事に不安がありますので、こんな時どうしたらいいのかと思ひ、この機会に質問させていただきます。

【警察】

この御質問も事前にお話を聞いておりますので回答させていただきます。

まず大前提として皆様に知って置いていただきたいことは、自転車はあくまで歩行者の部類ではなく軽車両であり、イメージとして原付ぐらいと思ひていただきたいと思ひますが、子どもや高齢の方に、車両が多く走行する車道を走れと言われても走行できませんし、警察官もその様な場所を走行しないでほしいと思ひています。

ですので道路交通法上は子どもや高齢者は歩道を通行してもかまわないとなっています。

その他に自転車通行可の標識がある歩道や車道に駐車車両が止まっていたり工事している場合等は歩道を通行することが出来るとなっています。

この大前提をふまえて成人の方には、通行可の歩道や駐車車両のない場合は車道を走って下さい。危険と感ずる場合は、歩道に上がり、自転車を押して行って下さいとしか言えないのが現状であり、今後の課題でもあります。

委員からのお話については、青色の線と説明があった自転車走行レーンですが、大淀管内には車両混在型のレーンの表示があります。

中央区や曾根崎署管内には自転車専用道が設置されています。

この車両混在型の自転車走行レーンは、あくまで車両運転者に対して自転車が走行する場所であるから注意するものであり、自転車を優先させなさいというレーンではなく、共存する道路である事を意味しているので、この場所を自動車が走行してもかまわないし、駐車しても自転車の通行妨害をしている事にもなりません。

しかし、車両混在型のレーンは将来自転車専用道に替わる前段階である事から、条件が整えば将来この場所は自転車専用道になる可能性があります。

今後子どもさんや高齢者の方に危険と感ずるような車道にあつては安全な歩道を走行していただければと思っていますので、よろしくお願い致します

(6) 「音がうるさいバイクの取締り」について

【委員】

娘と歩いていた時に、カップルが乗ったバイクが私たちの近くを通り、その先の信号待ちの時吹かして更に大きな排気音を出していました。

娘はそのバイクを見て「怖い」と言っており、小さな子どもが恐怖と感ずる大きな排気音のバイクの取締りは出来ないものかと思い発表させていただきました。

【警察】

私は以前本部の暴走族対策室というところで暴走族の取締りを担当していました。

委員からのご質問から騒音に関しては近接排気音という事で取締りは可能です。

一定の基準以上の音の測定結果がでれば取締りは可能です。

各所属まちまちですが測定機材が配布されておりますので、その様

議 事 概 要	な時はナンバー等と共に通報していただければ警察で対応していきますのでよろしくお願いします。 (7) 「子どもの通学路と横断歩道の白線」について 【委員】 豊崎地区の小学校のPTAから要望があり、昨年も協議会で質問させていただいた件なのですが、車道が小学校の通学路になっていて危険がある場所について今後どのようにしたらいいのかと、横断歩道の白線についての2点を、競技会終了後にでも相談させていただきたいと思い発表させていただきました。 【警察】 競技会終了後、交通課で対応させていただきます。
---------	---